PART2 政治参加

Chapter1　日本の選挙制度と種類

目標
選挙の 4 原則をおさえよう。
日本で男子普通選挙が始まった年と女子参政権が認められた年を覚えよう。

1　選挙の原則と選挙権の拡大

投票所での投票の様子

①**選挙の 4 原則**

A 〔　　　　〕**選挙**⇔制限選挙

B 〔　　　　〕**選挙**⇔差別選挙〔不平等選挙〕

C 〔　　　　〕**選挙**⇔公開選挙

D 〔　　　　〕**選挙**⇔間接選挙

E その他→投票・**棄権**・立候補・選挙運動などの「**自由選挙**」を加え 5 原則とも

②日本の選挙権の拡大→衆議院議員選挙法（1889年）から**公職選挙法**（1950年）へ

男子普通選挙はフランス（1848年）, **女子参政権**は〔　　　　　　　　〕（1893年）が最初。

1889年　**直接国税**〔　　　〕**円以上**を納める**満**〔　　　〕**歳以上の男子**→総人口の約 1%

1900年　直接国税 10 円以上を納める 25 歳以上の男子

1919年　直接国税 3 円以上を納める 25 歳以上の男子

1925年　**満**〔　　　〕**歳以上の男子（男子普通選挙）**→総人口の約 20%（加藤高明内閣）

1945年　**満**〔　　　〕**歳以上の男女（男女普通選挙）**→総人口の約 50%（幣原喜重郎内閣）

2015年　**満**〔　　　〕**歳以上の男女普通選挙**→総人口の約 84%（安倍晋三内閣）

2　日本の選挙制度

①〔　　〕**選挙区制**→定数 1 名

単独政権や二大政党制を生みやすい。

A 長所

候補者と有権者の関係が密接，選挙費用が少ない，**多数派が当選しやすく政局が安定するなど**。

B　短所

死票が多く多数派に優位，ゲリマンダー（自らに有利な選挙区割り）の危険性など。

②**大選挙区制→**定数 2 名以上（衆議院では 1993年まで「**中選挙区制**」と呼んできた）

A　長所

少数派の当選も可能，死票が少ないなど。

B　短所

多額の選挙費用がかかる，小党分立で政局が不安定になりやすいなど。

③〔　　　　　〕**代表制→**政党の得票数（参議院は個人の得票数も合計する）に比例した数を選出

〔　　　　　〕**政権**が成立しやすい。

A　長所

少数派が当選しやすい，死票が極めて少なく公平な議席配分が可能など。

B　短所

候補者と選挙民の関係が極めて希薄，票集めのための有名人候補が乱立しやすいなど。

④**小選挙区比例代表並立制→**①と③を並立させて選出

候補者中心の選挙から政党中心の選挙に代わることや，選挙費用の減少を期待され，1994年から〔　　　　　〕**院**で採用。

※従来の中選挙区制では，同じ党から複数の立候補者が出て，政策より個人本意の選挙となるため政権交代が起きにくく，利益誘導政治につながってきた。

3　国政選挙の種類

①**衆議院**〔　　　〕**選挙**

②**参議院**〔　　　　　〕**選挙→**半数改選

③補欠選挙〔補選〕

議員に欠員が生じ，繰り上げ補充でもこれを満たすことができない場合に実施。

④再選挙

当選人に不足が生じ，繰り上げ補充でもこれを満たすことができない場合に実施。

まとめ

普通・平等・秘密・直接選挙が選挙の 4 原則である。

日本で男子普通選挙は 1925年，女子参政権は 1945年に認められた。

Chapter2　日本の選挙の問題点

目標
衆院選の比例代表制における最大の特色をつかもう。
選挙違反に対し公職選挙法がどのような点で強化を進めているのかを知ろう。

1　日本の選挙

1950年に制定され改正を繰り返してきた〔　　　　　　　　〕**法**で，**事前運動の禁止**，**戸別訪問の禁止**，署名運動の禁止，買収・飲食物提供の禁止，**文書図画の規制**，選挙費用の制限，他の候補者の選挙運動妨害の禁止などが定められている。

①**衆議院議員**を選ぶ**総選挙**→被選挙権は**満**〔　　　〕**歳以上**

A　定数〔　　　　〕**人**で〔　　　〕**年**の任期満了時または解散時に**全数改選**

B　**小選挙区比例代表並立制**で有権者は 2 票を投じる

あ　289 議席を 289 選挙区で選ぶ小選挙区制

い　176 議席を 11 ブロック単位の〔　　　　〕**名簿式**比例代表制で選出

有権者は**政党名のみで投票**し候補者は小選挙区との**重複立候補**も認められる

※〔　　　　　　〕**式**で議席を配分。

※名簿順位が同じ場合，〔　　　　〕**率**が高い重複立候補者が〔　　　　〕**当選**。

②**参議院議員**を選ぶ**通常選挙**→被選挙権は**満**〔　　　〕**歳以上**

A　定数〔　　　　〕**人**で〔　　　〕**年**の任期満了時に**半数改選**（3年ごとに 1 度実施）

B　**選挙区制＋比例代表制**で有権者は 2 票を投じる

あ　148 議席を 45 選挙区（都道府県単位だが**合区**が 2 つある）で選ぶ選挙区制

い　100 議席を全国単位の**非拘束名簿式**比例代表制で選出

有権者は**政党名または候補者名で投票**

※**ドント式**で議席を配分し，候補者の得票数の順に当選。

③**都道府県知事選挙**→被選挙権は**満**〔　　　〕**歳以上**

④**市（区）町村長選挙**→被選挙権は**満 25 歳以上**

⑤**都道府県議会議員選挙**→被選挙権は**満 25 歳以上**

⑥**市（区）町村議会議員選挙**→被選挙権は**満 25 歳以上**

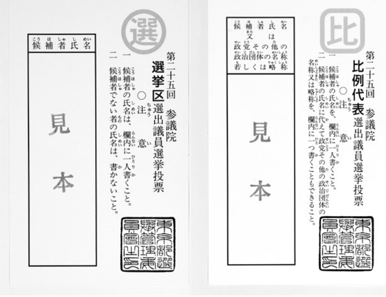

参院選投票用紙 2 枚

2 日本の選挙の問題点

①**議員定数の不均衡**＝「〔　　　　〕**の格差**」問題

一票の価値に開きがある問題。議員定数の配分が，憲法に定める「法の下の平等」や選挙の４原則の一つ「平等選挙」に反するとされるが，最高裁判所は選挙自体を無効とする判断は避けた**事情判決**しか出していない。

A　衆議院→**２度の「違憲」判決**と５度の「違憲状態」判決

B　参議院→３度の**「違憲状態」判決**

②**低い**〔　　　　〕**率**

A　背景

国民の**政治不信**と若者を中心とする**政治的無関心〔ポリティカル＝アパシー〕**

※無関心層と**無党派層**（＝支持政党なし）は違うが，ともに低投票率につながる。

B　対策

あ　投票時間を 20 時まで延長→従来は７～ 18 時

い　〔　　　　　　〕**投票**制度

う　〔　　　　　　〕**投票**制度→指定施設内・滞在先から投票

※郵便投票制度・洋上投票制度もある。

え　国政選挙の**在外投票**制度→ 2007年から比例代表に加え選挙区でも可能に

お　代理投票・点字投票制度

か　**インターネットによる選挙運動**の解禁（2013年）

※メールの使用および満 18 歳未満の者は不可。

き　電子投票→ 2002年から地方選挙のみ可能に

③**金権選挙**

公職選挙法においては，候補者だけでなく秘書・親族など関係者の選挙違反についても，候補者に対し〔　　　　〕**制**を強化するなど，対応が進む。

④その他

外国人参政権を認めていないこと，供託金制度の金額・没収規定，選挙運動期間の長さなどについて，さまざまな意見がある。

まとめ
衆院選では重複立候補者が比例代表で復活当選することがある。
近年，選挙違反に対しては連座制が強化されている。

第 8 講　PART2　確認問題

1 選挙の 4 原則のうち，選挙権・被選挙権の資格について，性別・身分・財産・納税額などで制限を定めないものを何というか。

① 秘密選挙　② 平等選挙
③ 普通選挙　④ 直接選挙

2 女子参政権を世界で最初に確立した国はどこか。

① アメリカ　② イギリス
③ フランス　④ ニュージーランド

3 日本では，1889年に初めて満 25 歳以上の男子に選挙権が与えられたが，このときの資格はどれか。

① 直接国税を 15 円以上納める者　② 直接国税を 10 円以上納める者
③ 直接国税を 3 円以上納める者　④ 直接国税の規定なし

4 日本で，満 25 歳以上のすべての男子に選挙権が与えられたのはいつか。

① 1919年　② 1925年
③ 1945年　④ 2015年

5 小選挙区制の長所はどれか。

① 少数派の当選も可能　② 政局の安定
③ 死票の少なさ　④ 公平な議席配分が可能

6 比例代表制の短所はどれか。

① 死票が多いこと　② ゲリマンダーの危険性があること
③ 多額の選挙費用がかかること　④ 候補者と有権者の関係が希薄なこと

7 衆議院議員の選挙制度のうち，比例代表制の説明として正しいのはどれか。

① 全国単位　② ドント式で議席を配分
③ 重複立候補は不可　④ 有権者は政党名または候補者名で投票

8 参議院議員の選挙制度の組み合わせとして正しいのはどれか。

① 小選挙区制・拘束名簿式比例代表制
② 小選挙区制・非拘束名簿式比例代表制
③ 選挙区制・拘束名簿式比例代表制
④ 選挙区制・非拘束名簿式比例代表制

9 被選挙権年齢の組み合わせとして正しいのはどれか。

① 都道府県知事－満 25 歳以上　都道府県議会議員－満 30 歳以上
② 都道府県知事－満 30 歳以上　都道府県議会議員－満 25 歳以上
③ 市（区）町村長－満 25 歳以上　市（区）町村議会議員－満 30 歳以上
④ 市（区）町村長－満 30 歳以上　市（区）町村議会議員－満 25 歳以上

10 指定施設内や滞在先で投票を行うことができる制度を何というか。

① 不在者投票制度　② 在外投票制度
③ 代理投票制度　④ 期日前投票制度

第 8 講　PART2　確認問題　解答

1 解答：③　普通選挙は制限選挙に対比される。

①：選挙人の投票の秘密を守るため，無記名投票で行う。
②：一人一票，同じ価値の選挙権をもつ。
④：選挙人が，候補者に対して直接投票する。

2 解答：④　ニュージーランドは，女子参政権を 1893 年に確立した。

①：男子参政権は 1870 年，女子参政権は 1920 年に確立。
②：男子・女子参政権は 1918 年に確立。
③：男子参政権を世界で最初に確立した。女子参政権は 1944 年に確立。

3 解答：①　選挙権が与えられたのは総人口の約 1 %にすぎなかった。

②：1900 年に定められた選挙資格。
③：1919 年に定められた選挙資格。
④：1925 年に定められた選挙資格。

4 解答：②　加藤高明内閣のときで，選挙権が与えられたのは総人口の約 20%であった。

①：直接国税 3 円以上を納める満 25 歳以上の男子に選挙権が与えられた。
③：満 20 歳以上の男女に選挙権が与えられた。
④：満 18 歳以上の男女に選挙権が与えられた。

5 **解答：②**

小選挙区制の下では多数派が当選しやすいため，政局が安定する。

①：大選挙区制や比例代表制の長所。
③：大選挙区制や比例代表制の長所。
④：比例代表制の長所。

6 **解答：④**

比例代表制の短所には，ほかに票集めのための有名人候補が乱立しやすいことなどが挙げられる。

①：小選挙区制の短所。
②：小選挙区制の短所。
③：大選挙区制の短所。

7 **解答：②**

衆議院・参議院とも比例代表制ではドント式で議席を配分する。

①：全国を 11 ブロック単位とする。
③：小選挙区との重複立候補も認められる。
④：有権者は政党名のみで投票する。

8 **解答：④**

参議院議員選挙で採用されている非拘束名簿式比例代表制とは，政党が作成する候補者名簿に順位をつけず，候補者個人の得票数の順に当選者が確定する方式。

①：衆議院議員の選挙制度。
②：小選挙区制ではなく選挙区制。
③：拘束名簿式比例代表制ではなく非拘束名簿式比例代表制。

9 解答：②

都道府県議会議員，市（区）町村長，市（区）町村議会議員の被選挙権年齢はいずれも満 25 歳以上である。

①：都道府県知事の被選挙権年齢は満 30 歳以上，都道府県議会議員の被選挙権年齢は満 25 歳以上。
③：市（区）町村議会議員の被選挙権年齢は満 25 歳以上。
④：市（区）町村長の被選挙権年齢は満 25 歳以上。

10 解答：①

指定病院等に入院している者や，仕事・旅行などで選挙期間中に名簿登録地以外の市（区）町村に滞在している者が対象。

②：海外に 3 カ月以上在住している有権者が，あらかじめ登録した上で，在外公館において，もしくは郵送で投票できる制度。
③：投票用紙に文字を記入できない選挙人のための制度。
④：選挙の当日に投票所に行くことができない有権者が，公示日又は公示日の翌日から選挙日前日まで投票できる制度。